

# 滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要綱

## (目的)

第1条 「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」(令和元年12月23日関係府省会議決定)、および「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」(令和4年12月27日関係府省会議決定)に基づき、滋賀県域の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「滋賀県PF」という。)を設置する。

## (構成)

第2条 滋賀県PFは、別表に掲げる構成員により構成する。

- 2 滋賀県PFには、前項の構成員のほか、オブザーバーとして次に掲げる者が出席して会議を開催するものとする。
  - (1) 別表に掲げるオブザーバー
  - (2) その他、必要に応じて、会議への出席が適当と認められる関係機関の者

## (協議事項)

第3条 滋賀県PFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

- (1) 目標およびKPI(重要業績評価指標をいう。)の設定ならびに事業実施計画の策定
- (2) 前号で定めた事業実施計画に基づく事業の進捗管理および実績評価
- (3) その他、就職氷河期世代の支援に関して必要と認められる事項

## (運営)

第4条 滋賀県PFに座長を置き、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課長をもって充てる。

- 2 滋賀県PFの運営については別に定める。
- 3 滋賀県PFは、必要の都度開催する。

## (関係機関)

第5条 滋賀県PFは、必要に応じて、関係機関から資料の提供を受け、または関係機関に会議の出席を求めることができる。

## (事務局)

第6条 滋賀県PFの事務局は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および滋賀労働局職業安定部職業安定課に置くものとし、会議の庶務は事務局において処理する。

## (秘密の保持)

第7条 滋賀県PFの構成員および協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県PFに関し必要な事項は、協議の上、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り廃止する。

付 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

別 表

構 成 員

滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課
	健康医療福祉部障害福祉課
	商工観光労働部労働雇用政策課
	滋賀県ひきこもり支援センター
滋賀労働局	職業安定部職業安定課
	職業安定部職業対策課
	職業安定部訓練課
	草津公共職業安定所
日本労働組合総連合会滋賀県連合会	
一般社団法人滋賀経済産業協会	
滋賀県中小企業団体中央会	
滋賀県商工会議所連合会	
滋賀県商工会連合会	
滋賀県中小企業家同友会	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部	
NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	
滋賀県地域若者サポートステーション	
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	

オブザーバー

しがジョブパーク運営事業受託者

## 滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム運営要領

滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要綱第4条第2項の規定に基づき、滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの運営に関し必要な事項を定める。

### 1 滋賀県 PF における取組事項

滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「滋賀県 PF」という。）においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

#### (1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

#### (2) 支援対象者の把握の方法等の検討

支援対象となる以下の3類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

##### ① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

##### ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 就業活動を行っていない者のうち、家事も通学もしていない者など

##### ③ 社会参加に向けた支援を必要とする者

- ・ ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

#### (3) 目標およびK P I（重要業績評価指標をいう。）の設定ならびに事業実施計画の策定

① (2)の支援対象者ごとの取組に係る目標およびK P Iを設定する。

② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。

③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理および実績評価を行う。

#### (4) その他、就職氷河期世代の支援に関して必要と認められる事項

### 2 各構成員の役割

構成機関	役割
滋賀県（労働雇用政策課）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 滋賀県 PF 取りまとめ事務局</li><li>・ 事業実施計画の策定取りまとめ</li><li>・ 事業の進捗管理</li><li>・ 各種支援策の周知、広報、実施</li></ul>

滋賀県（健康福祉政策課・障害福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握</li> <li>・各種支援策の周知、広報、実施</li> </ul>
滋賀労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県PF取りまとめ事務局</li> <li>・事業実施計画の策定取りまとめ</li> <li>・事業の進捗管理</li> <li>・各種支援策の周知、広報、実施</li> <li>・市町PFとの連絡調整</li> </ul>
ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門窓口・専門チームによる就職等支援</li> <li>・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とする求人の確保</li> <li>・市町PFとの連絡調整</li> <li>・各種支援策の周知広報</li> <li>・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案</li> </ul>
滋賀県ひきこもり支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握</li> <li>・各種支援策の周知広報</li> <li>・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案</li> </ul>
高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練の充実</li> <li>・各種支援策の周知広報</li> <li>・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案</li> </ul>
NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実</li> <li>・各種支援策の周知広報</li> <li>・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案</li> </ul>
滋賀県地域若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実</li> <li>・各種支援策の周知広報</li> <li>・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案</li> </ul>
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実</li> <li>・各種支援策の周知広報</li> <li>・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案</li> </ul>

日本労働組合総連合会滋賀県連合会 一般社団法人滋賀経済産業協会 滋賀県中小企業団体中央会 滋賀県商工会議所連合会 滋賀県商工会連合会 滋賀県中小企業家同友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、業界・企業への協力要請、行政支援策等の周知広報</li> <li>・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案</li> </ul>
---	--

### 3 市町 PF との連携

滋賀県 PF は、市町プラットフォーム（以下「市町 PF」という。）の設置に向けて、情報提供等の支援や必要な助言を行う。

また、市町 PF 設置後は、事務局と連絡調整を図り、市町 PF との情報共有と広域的課題の対応に関する協力を行うとともに、好事例の収集を行う。

#### 付 則

この要領は、令和2年7月16日から施行する。